

アドバンス IP News

2017年1月5日発行 第85号



Contents

目次

○トピックス○

〔特 許〕 P C T 関連手数料改定のお知らせ…………… 2

○審決情報○

〔商 標〕 審決 異議 2016-900120…………… 3

○判決情報○

〔特 許〕
平成28年(行ケ)第10117号 審決取消請求事件…………… 6

〔不正競争防止法・著作権法〕
平成28年(ネ)第10018号
スティック型加湿器不正競争差止等請求控訴事件…………… 8

〔商標〕
平成28年(行ケ)第10048号 審決取消請求事件…………… 15

○海外情報○

〔韓国〕 特許審判院、5人合議体の口述審理を初めて開催：特許…………… 18
〔韓国〕 サムスン電子、米国で KAIST から特許訴訟を訴えられる：特許…………… 19

特許庁によりますと、平成29年(2017年)1月1日から、国際出願関係手数料が下記のとおり改定されます、とのことです。

1. 国際出願手数料

国際出願が受理された日に有効な料金が適用されます。

	現行	新
最初の30枚	143,700円	138,800円
30枚以降 1枚につき	1,600円	1,600円
オンライン 出願	32,400円	31,300円

2. 取扱手数料

適用される取扱手数料は、納付日に適用される料金です。

取扱手数料	現行	新
国際予備審査請求 1件につき	21,600円	20,900円

3. 調査手数料

日本国特許庁以外の国際調査機関が国際調査を行う場合の調査手数料となります。

国際出願が受理された日に有効な料金が適用されます。

調査手数料	現行	新
欧州	213,000円	213,600円
シンガポール	167,500円	166,700円

(注) 納付日に有効な料金が適用されます。電子現金納付又は現金納付を利用した場合、改定前の料金で払い込みを行っても、その払い込みに利用した納付番号又は納付書番号を記載した予備審査請求書又は手数料納付書を提出するまでの間に手数料改定があった場合は、改定後の手数料との差額の調整が必要になりますので御注意ください。上記トピックスの詳細は、特許庁ホームページの下記該当ページをご参照下さい。

http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_tokkyo/kokusaipct_tesuukaitei.htm

また、本トピックスと合わせて、次に示す特許庁ホームページ内「国際出願関係手数料」もご覧下さい。

「国際出願関係手数料」:

<http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/kokuryo.htm>

1. 標 題

他人の登録商標との類似（商標法第4条第1項第11号）及び他人の業務に係る商品・役務との出所の混同（同15号）の該当性

審 決 異 議 2016-900120

2. 本件商標

商 標： 愛活 \ 愛カツ

区 分：第35・43・45類

指定商品役務：

レストラン・軽食堂・喫茶店・簡易食堂及びファーストフード店における飲食物の提供 ほか

権 利 者：株式会社TOBE

登録番号：第5825417号

登 録 日：平成28年（2016）2月12日

3. 引用商標

商 標：

区 分：第41・43類

指定商品役務：

飲食物の提供、飲食物の提供に関する情報の提供 ほか

商標権者：株式会社バンダイナムコピクチャーズ

登録番号：第5650653号

登 録 日：平成26年（2014）2月21日

4. 当審の判断

◆商標法第4条第1項第11号該当性について◆
ア 本件商標

『\』(バックスラッシュ)部分は、『ウインドウズの英語版で、フォルダーのパス名の区切りに用いられる』(デジタル大辞泉)等を意味するものであるから、本件商標の場合、『愛活』の文字部分と

『愛カツ』の文字部分とを区切るための記号を表したと理解されるとみるのが相当である。

また、本件商標中の『愛活』の文字部分と『愛カツ』の文字部分とが一体となって、我が国で親しまれた熟語的意味合いを生ずるものではない。

さらに、これらの文字部分は、いずれも『アイカツ』との同一の称呼を生じるものであり、簡易迅速を旨とする商取引の実際にあつては、これを単に『アイカツ』と省略して称呼する場合も決して少なくないものと認められる。(中略)本件商標より生ずる自然の称呼は、『愛活』及び『愛カツ』の文字部分より生ずる『アイカツ』であるといえる。また、『愛活』の文字より『愛の活動』なる漠然とした意味合いを理解させる場合があるとしても、具体的な観念を有するとははいえない。」

イ 引用商標

引用商標において「中央部に大きく赤色で表された『アイカツ』の文字は、看者の注意を強く引く部分であり、また、その下に配された『アイドルカツドウ』の文字より、該『アイカツ』の文字部分が『アイドルカツドウ』の略語を表したと理解されるといえる。

そうすると、引用商標は、その構成中、顕著に表された『アイカツ』の文字部分が取引者、需要者に対し役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものであるから、これより、『アイカツ』の称呼を生ずるものであつて、特定の観念は生じないものである。」

ウ 本件商標と引用商標との対比

本件商標と引用商標は「外観上、明らかに相違するものである。また、称呼においては、本件商標及び引用商標から、それぞれ『アイカツ』の称呼を生じるから、両者は、称呼上、同一のものである。さらに、観念においては、本件商標は、前記アのとおり、『愛活』の文字より『愛の活動』なる漠然とした意味合いを理解させる場合があるとしても、具体的な観念を有するとははいえないものであり、一方、引用商標の『アイカツ』の文

字は、『アイドルカツドウ』の略語を表したと理解されるものであっても、『アイカツ』の文字からは、特定の観念は生じないものである。」

エ 「飲食物の提供」の分野における取引の実情

「本件商標の指定役務中の本件申立てに係る指定役務と引用商標の指定役務中の『第43類 飲食物の提供』は、同一又は類似の役務と認められる。

そして、『飲食物の提供』は、一般的には、その主たる需要者である一般の消費者が提供場所に向向いて、提供に係る店舗の看板やメニュー等に表示された商標を直接見る場合が多いといえる。

してみれば、本願商標と引用商標とは、『アイカツ』の称呼を共通にするとしても、外観において顕著に相違し明確に区別できるものであって、また、観念において比較することができないことから、両商標の比較において、称呼の共通性が外観における差異を凌駕するものとはいえず、外観、称呼及び観念を総合的に判断すると、両商標は、互いに紛れるおそれのない非類似の商標とみるのが相当である。」

◆商標法第4条第1項第15号について◆

ア 引用商標の周知性

(ア) アニメ「アイカツ！」は「テレビ東京系列で、2012年(平成24年)10月8日から2016年(平成28年)3月31日まで、概ね週1回放送され、(中略)、映画は、『劇場版 アイカツ！』との題名で、2014年(平成26年)12月13日に、全国150スクリーンで公開され、翌14日の2日間で興行収入が約1億7,272万円、動員数約15万6,900人になり、映画観客動員ランキング(興行通信社調べ)で初登場第5位を記録したこと、(中略)、『2013 ヒット商品ベスト30』と題する記事において、『アイカツ！』が13位にランキングされ、『ヒットの概要』欄には、『カードは5,000万枚出荷。新規キャラが73億円の巨大市場に急成長。リアリティとファッションが女子小学生の乙女心をつかんだ』と記載されていること(甲5)、(中略)、などを認めることができる。

そして、申立人は、引用商標に関連する飲食物の提供を行う『アイカツカフェ』は、2015年

10月に、申立人の関連会社である株式会社ナムコ(以下『ナムコ』という。)が期間限定で営業している旨主張し、甲第9号証を提出している。」

(イ)「前記(ア)の事実によれば、引用商標は、申立人らの制作に係る女兒向けアニメのテレビ番組・映画の題名を表示するものとして、若しくは、申立人らの制作に係る女兒向けアニメそのものを象徴する標章として、本件商標の登録出願日には既に、女子小学生を中心とした需要者、テレビ放送・映画関連の取引者の間には、一定程度の周知性を獲得していたものと認めることができ、その周知性は、本件商標の登録査定日(平成27年12月25日)においても継続していたものと認められる。

しかし、申立人の主張する『2015年(平成27年)10月』は、本件商標の登録出願日以後の時期であるばかりか、甲第9号証をもって、引用商標が、いわゆる一般的な飲食物の提供を表示するものとして使用されているものとは認め難いところであり、仮に甲第9号証より、ナムコが期間限定で飲食物の提供を行っているとは推測されるような場合があるとしても、甲第9号証のみをもっては、ナムコが本件商標の登録出願日前より需要者に向けて広く宣伝広告をしていたものとは認められず、引用商標がナムコの業務に係る飲食物の提供を表示するものとして、本件商標の登録出願日前より、その需要者の間に広く認識されていたものとは認めることができない。」

イ 出所の混同

引用商標は、「本件商標の登録出願時及び登録査定時において、女子小学生等の需要者、テレビ放送・映画関連の取引者の間には、一定程度の周知性を獲得していたものと認めることができる。

しかしながら、前記ア(イ)のとおり、引用商標については、本件商標が使用される本件申立てに係る指定役務の分野においては、本件商標の登録出願日前より需要者に向けて広く宣伝広告をしていたものとは認められない。

したがって、引用商標は、本件申立てに係る指定役務の分野においては、本件商標の登録出願日前より需要者に広く知られているものとは認められない。

そして、本件商標と引用商標とは、前記（１）のとおり商標において類似しない別異のものである。

以上によれば、本件商標に接する取引者、需要者は、引用商標を想起ないし連想することはないというべきであるから、本件商標を本件申立てに係る指定役務について使用しても、該役務が申立人又は同人と何らかの関係を有する者の業務に係る役務であるかのように、役務の出所について混同を生ずるおそれはないというべきである。」

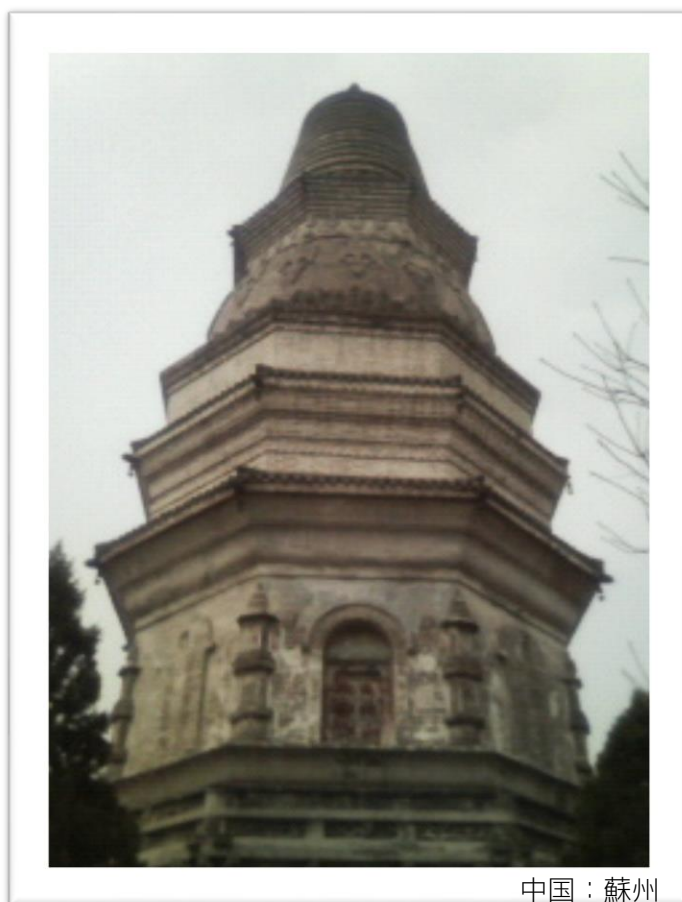
5. コメント

特許庁は、申立人の提出資料から、特定の需要者においては引用商標の周知性を認めています。共通する役務「飲食物の提供」の分野においては周知性は認めず、本件商標と引用商標を非類似とし、また出所の混同は生じないと判断しています。

引用商標が使用された資料からすれば、規模・時期的に周知性が認められるのは難しく、特許庁の判断は妥当であると考えます。

また、引用商標は外観上に特徴がありますので、「飲食物の提供」で使用された場合は、両者は区別し得るとの判断は妥当であると考えます。

なお、引用商標の需要者が女子小学生等であり、父母世代への影響も考えられ、また、アニメはアパレル関係や飲食関係とコラボすることも多いことから、規模によっては拡散性が大きいと思われ、本件で提出した以外の飲食関係での使用の証拠資料が存在すれば、使用期間が短いとしても周知性を認める可能性はあるのではないかと考えます。周知性の判断は、証拠資料に影響されますので、的確な情報を認定し得るものを提出する必要があります。



中国：蘇州

1. 標題

公序良俗・公衆衛生違反を取り扱った事例（原告の請求棄却）。

平成28年11月30日 知財高裁判決言渡

2. 関連キーワード

新規性、進歩性、公序良俗・公衆衛生違反、記載要件違反

3. 関連特許法規

29条、32条、
36条5項2号（平成6年法改正前特許法）

4. 事案の概要

本件は、原告が、発明の名称を「筋力トレーニング方法」とする被告の特許（以下、「本件特許」という。請求項の数は3。）について、特許無効審判請求をしたが、特許庁より「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決（以下、単に「審決」という。）を受けたことから、その審決の取消を求めた事案である。

5. 本件発明の記載

本件審判の対象となっている本件特許の特許請求の範囲請求項1ないし3（以下、請求項番号に合わせて「本件発明1」～「本件発明3」とし、これらを総称して「本件発明」という。）の記載は次のとおりである。

（1）本件発明1

「筋肉に締めつけ力を付与するための緊締具を筋肉の所定部位に巻付け、その緊締具の周りの長さを減少させ、筋肉に負荷を与えることにより筋肉に疲労を生じさせ、もって筋肉を増大させる筋肉トレーニング方法であって、筋肉に疲労を生じさせるために筋肉に与える負荷が、筋肉に流れる血流を止めることなく阻害するものである筋力トレーニング方法。」

（2）本件発明2

「緊締具が、筋肉に流れる血流を阻害する締め付け力を付与するものであり、締め付けの度合いを可変にするロック手段を備えた帯状体又は紐状体とされた請求項1記載の筋力トレーニング方法。」

（3）本件発明3

「緊締具が、更に締め付け力の表示手段が接続されたものとされ、少なくとも皮膚に接触する側に皮膚を保護するための素材を配したものとされた請求項2記載の筋力トレーニング方法。」

6. 審決取消に係る無効理由

なお、今回の審決取り消しに係る無効理由は次のとおりである。なお、審決では無効理由についてすべて理由がないとした。

【無効理由】

無効理由2の1：

公知・公用発明に基づく新規性欠如

無効理由2の2：

甲4記載の発明（甲4発明）に基づく新規性欠如

無効理由3の1：

甲5記載の発明（甲5発明）に基づく進歩性欠如

無効理由3の2：

甲6記載の発明（甲6発明）に基づく進歩性欠如

無効理由4：

公序良俗・公衆衛生違反（特許法32条）

無効理由5の2：

記載要件違反（平成6年法律第116号による改正前の特許法36条5項2号）

7. 取消事由

本件の取消事由は、上記無効理由に対応しており、次に記す。なお、各取消事由に係る当事者の主張は割愛する。

（取消事由1）無効理由2の1

（取消事由2）無効理由2の2

（取消事由3）無効理由3の1

（取消事由4）無効理由4

（取消事由5）無効理由5の2

なお、当裁判所は、各取消事由について判断し、いずれも理由がないとした。当裁判所の判断としては取消事由4の判断を記す。

8. 当裁判所の判断

原告は、①本件発明が本来的に治療行為、美容行為等を含んだ筋力トレーニングであること、②本件発明が自然法則それ自体に特許を認めていること、から、本件発明は、社会的妥当性を欠くので特許法32条に反すると主張する。

しかしながら、前記1(1)に認定のとおり、本件発明は、特定の増強しようとする目的の筋肉部位への血行を緊締具を用いて適度に阻害してやることにより、疲労を効率的に発生させて、目的筋肉をより特定の増強できるとともに、関節や筋肉の損傷がより少なく済み、更にトレーニング期間を短縮できるようにしたものである。

そうすると、本件発明は一義的に人体に重大な危険を及ぼすものではない上、本件発明を治療方法等にも用いる場合においては、所要の行政取締法規等で対応すべきであり、そのことを理由に、本件発明が特許を受けることが許されなくなるわけではない。また、特許を取得しても、当該特許を治療行為等の所要の公的資格を有する行為において利用する場合には、当該資格を有しなければ当該行為を行うことができないことは、当然である。したがって、本件発明に特許を認めること自体が社会的妥当性を欠くものとして、特許法32条に反するものとはいえない(なお、産業上の利用可能性の有無については、前件審判・前件判決※で既に取消事由とされたものであり、本件は、専ら、特許法32条該当性のみを審理するものである。)

また、本件発明は、「筋肉に締めつけ力を付与するための緊締具を筋肉の所定部位に巻付け、その緊締具の周の長さを減少させることにより、「筋肉に与える負荷が、筋肉に流れる血流を止めることなく阻害する」ものであるから、自然法則を利用したものであるが、人体の生理現象そのもののような自然法則それ自体を発明の対象とするものではない。そもそも、特許権は、業として発明を実施する権利を専有するものであり(特許法68

条)、業として行わなければ、本件発明の筋力トレーニング方法は誰でも自由になし得るのであり、本件特許はそれを制限するものではない。

そうすると、原告の上記主張は、いずれも採用することができず、本件発明は、公の秩序、善良の風俗又は公衆の衛生を害するおそれがある発明とすることはできない。

したがって、取消事由4は、理由がない。

※：平成24年(行ケ)第10400号審決取消請求事件における判決

9. コメント

特許法32条と言いますと、拒絶理由、異議申立理由、無効理由のいずれにも該当いたしますが、近年の実務ではあまり見かけることはありません(最も、事前の調査で回避している場合が多々あると思います)。例えば、本件事案のようにヒトに対する治療行為を含みそうな発明の場合は、近年ではたいてい特許法29条1項柱書単独か、或いは特許法29条1項柱書と32条のセットで無効理由や他の理由(拒絶や異議)という場合が見受けられます。

さて、本件事案では、前件判決で産業上利用可能であると判断されたうえで、特許法32条、即ち公序良俗・公衆衛生違反について判断を行い、改めて「本件発明は一義的に人体に重大な危険を及ぼすものではない上、本件発明を治療方法等にも用いる場合においては、所要の行政取締法規等で対応すべきであり、そのことを理由に、本件発明が特許を受けることが許されなくなるわけではない。…」と説示して違反ではないと判断しております。本件と似たようなアプローチの判例としては、紙幣事件(昭和59年(行ケ)第251号審決取消請求事件)を参考にしているか(最も、紙幣事件は原告請求認容、即ち、産業上利用可能であり、且つ公序良俗に違反するものではないとしております。)

本件の詳細は、下記のURLをご参照下さい。

URL :

http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/312/086312_hanrei.pdf

1. 標題

スティック形状の加湿器（控訴人加湿器）の輸入及び販売を行っている被告（被控訴人）に対し、原告（控訴人）が、被控訴人商品は、控訴人加湿器の形態に依拠しこれらを模倣したものであるとして、被控訴人の行為の差止等を求め、請求の一部が認容された事案。

平成28年11月30日 知財高裁 第2部

2. 関連法規

不正競争防止法第2条1項3号、著作権法第2条1項1号

3. 事案の概要

(1)本件は、「本判決別紙3「控訴人加湿器目録」記載1及び2の加湿器（以下、それぞれ、同目録の番号により「控訴人加湿器1」などという。）の開発者である控訴人らが、被控訴人に対し、①本判決別紙1「被控訴人商品目録」記載の加湿器（以下「被控訴人商品」という。）は、控訴人加湿器1又は控訴人加湿器2の形態を模倣したものであるから、その輸入、販売等は不正競争防止法2条1項3号の不正競争（形態模倣）に当たるとして、同法3条1項及び2項に基づいて、被控訴人商品の輸入、販売等の差止め及び廃棄を、②控訴人加湿器1及び控訴人加湿器2は、いずれも、美術の著作物（著作権法10条1項4号）に当たるから控訴人らはこれらに係る著作権（譲渡権又は二次的著作物の譲渡権）を有するとして、著作権法112条1項及び2項に基づいて、被控訴人商品の輸入、販売等の差止め及び廃棄を求めるとともに（上記①とは選択的併合）、③不正競争防止法違反又は著作権侵害の不法行為に基づき（選択的併合、不正競争防止法5条3項2号又は著作権法114条3項の選択的適用）、損害賠償金各120万円（逸失利益各95万円と弁護士費用各25万円の合計120万円の2人分で総計240万円）及びこれに対する不法行

為後の日である平成27年3月24日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を、それぞれ求める事案」です。

なお、本件の原審（東京地裁平成27年（ワ）第7033号）では、「控訴人加湿器1及び控訴人加湿器2につき、①両者は、いずれも、市場における流通の対象となる物とは認められないから、不正競争防止法2条1項3号にいう「商品」に当たらない、②両者は、いずれも、美的鑑賞の対象となり得るような創作性を備えていると認めることはできないから、著作物に当たらないとして、控訴人らの各請求をいずれも棄却」しています。

また、控訴人らは、上記損害賠償金のうち各60万円（合計120万円）とその附帯金について、訴訟終了前被控訴人のうちの二者（一審被告のうちの二者）であるS社との連帯支払を求めていましたが、S社と控訴人らとの間の訴訟は和解により終了しています。

(2)当事者及びその商品等

(2A1)本件の控訴人らは、総合家電メーカーのプロダクトデザイナーであり、その傍ら、平成23年1月にデザインユニット「knobz design」を結成し、フリーのデザイナーとしても活動しているということです。

(2A2)控訴人らの加湿器について

(a)控訴人らは、遅くとも平成23年10月末までに控訴人加湿器1を、遅くとも平成24年6月5日までに控訴人加湿器2を、遅くとも平成27年1月4日までに控訴人加湿器3を、それぞれ開発し、これらはいずれも、下記控訴人加湿器1構成（本判決別紙4に記載）のように、試験管様のスティック形状をしており、下部から水を取り入れ、上部から蒸気を発する加湿器であり、コップ等に入れて使用するものです。

(b)控訴人らは、平成23年11月には、デザインやアートの国際展示会である「TOKYO DESIGNERS WEEK 2011」に、控訴人加湿器1を出展し、平成24年6月には、インテリアやデザインの国際見本市である「インテリ

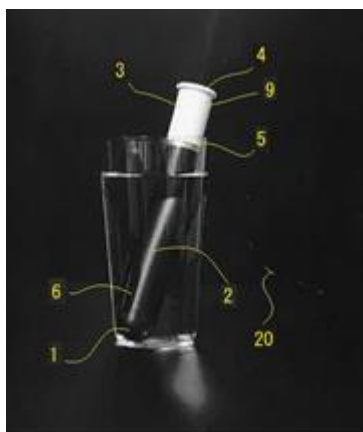
アライフスタイル東京2012」に、控訴人加湿器2を出展しており、平成27年1月5日頃から、控訴人らのウェブサイト上で、控訴人加湿器3の販売の申出を開始しています。

(2B1) 一方、本件の被控訴人は、インテリア・デザイン家電、生活雑貨等の企画、生産及び輸入卸を業とする株式会社です。

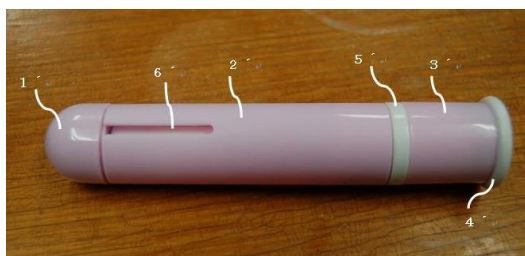
(2B2) 被控訴人商品について

被控訴人商品は、下記被控訴人商品構成(本判決別紙2に記載)のように、試験管様のスティック形状をしており、下部から水を取り入れ、上部から蒸気を発する加湿器であり、コップ等に入れて使用するものです。

そして、被控訴人は、平成25年9月及び11月ころ、被控訴人商品を中国から輸入し、各取引先へこれを販売しており、平成26年2月5日には控訴人らから警告を受けています。



控訴人加湿器1構成



被控訴人商品構成

4. 本件の争点

本件では、形態模倣(不正競争防止法2条1項3号)に基づく請求、著作権(応用美術)に基づく請求、及び、不法行為に基づく請求とがされたため、これに対応した次の点が争点となりました。

◆争点1◆

形態模倣(不正競争防止法2条1項3号違反)に基づく請求について

(ア)「他人の商品」該当性(不正競争防止法2条1項3号)、(イ)「模倣」の有無(不正競争防止法2条5項)、(ウ)保護期間終了の成否(不正競争防止法19条1項5号イ)、(エ)善意無重過失の有無(不正競争防止法19条1項5号ロ)

(争点2)著作権(応用美術)に基づく請求について

(ア)著作物性の有無(著作権法2条1項1号、10条1項4号)、(イ)複製又は翻案の成否(著作権法21条、27条)

(争点3)不法行為に基づく請求について

(ア)被控訴人の過失の有無(不正競争防止法4条、民法709条)、(イ)控訴人らの損害額(不正競争防止法5条3項2号、著作権法114条3項)

5. 裁判所の判断

本件判決では、原審と異なり、次のように、控訴人らの主張の一部が認められました。

◆争点1◆

形態模倣(不正競争防止法2条1項3号違反)に基づく請求について

(ア)争点(1)ア(「他人の商品」該当性)について

(i)被控訴人は、「控訴人加湿器1及び控訴人加湿器2が未完成であり、また、商品化する具体的な開発についても未着手の状態である、そもそも、電源の供給方法も定まっておらず商品として販売できないものである」などと主張していました。

これについて裁判所は、最初に、判断の前提として次の解釈を示しました。

「不正競争防止法が形態模倣を不正競争であるとした趣旨は、商品開発者が商品化に当たって資金又は労力を投下した成果が模倣されたならば、商品開発者の市場先行の利益は著しく減少し、一方、模倣者は、開発、商品化に伴う危険負担を大幅に軽減して市場に参入でき、これを放置すれば、商品開発、市場開拓の意欲が阻害されることから、先行開発者の商品の創作性や権利登録の有無を問うことなく、簡易迅速な保護手段を先行開発者に

付与することにより、事業者間の公正な商品開発競争を促進し、もって、同法1条の目的である、国民経済の健全な発展を図ろうとしたところであると認められる」(中略)「そこで、商品開発者が商品化に当たって資金又は労力を投下した成果を保護するとの上記の形態模倣の禁止の趣旨にかんがみて、「他人の商品」を解釈すると、それは、資金又は労力を投下して取引の対象となし得ること、すなわち、「商品化」を完了した物品であると解するのが相当であり、当該物品が販売されているまでの必要はないものと解される。このように解さないと、開発、商品化は完了したものの、販売される前に他者に当該物品の形態を模倣され先行して販売された場合、開発、商品化を行った者の物品が未だ「他人の商品」でなかったことを理由として、模倣者は、開発、商品化のための資金又は労力を投下することなく、模倣品を自由に販売することができることになってしまう。このような事態は、開発、商品化を行った者の競争上の地位を危うくさせるものであって、これに対して何らの保護も付与しないことは、上記不正競争防止法の趣旨に大きくもとるものである。

もっとも、不正競争防止法は、事業者間の公正な競争を確保することによって事業者の営業上の利益を保護するものであるから(同法3条、4条参照)、取引の対象とし得る商品化は、客観的に確認できるものであって、かつ、販売に向けたものであるべきであり、量産品製造又は量産態勢の整備をする段階に至っているまでの必要はないとしても、商品としての本来の機能が発揮できるなど販売を可能とする段階に至っており、かつ、それが外見的に明らかになっている必要があると解される。」

(ii) その上で裁判所は、控訴人加湿器1について次のように示しました。

「控訴人らは、平成23年11月、商品展示会に控訴人加湿器1を出展している。商品展示会は、商品を陳列して、商品の宣伝、紹介を行い、商品の販売又は商品取引の相手を探す機会を提供する場なのであるから、商品展示会に出展された商品は、特段の事情のない限り、開発、商品化を完了し、販売を可能とする段階に至ったことが外見的

に明らかになったものと認めるのが相当である。なお、上記商品展示会において撮影された写真(甲3の2、25)には、水の入ったガラスコップに入れられた控訴人加湿器1の上部から蒸気が噴き出していることが明瞭に写されているから、控訴人加湿器1が、上記商品展示会に展示中、加湿器としての本来の機能を発揮していたことは明白である。

ところで、前記第2、2(2)③のとおり、控訴人加湿器1は、被覆されていない銅線によって超音波振動子に電力が供給されており、この形態そのまま販売されるものでないことは明らかである。

しかしながら、商品としてのモデルが完成したとしても、販売に当たっては、量産化などのために、それに適した形態への多少の改変が必要となるのは通常のことと考えられ、事後的にそのような改変の余地があるからといって、当該モデルが販売可能な段階に至っているとの結果を左右するものではない。

上記のような控訴人加湿器1の被覆されていない銅線を、被覆されたコード線などに置き換えて超音波振動子に電源を供給するようにすること自体、事業者にとってみれば極めて容易なことと考えられるところ、控訴人加湿器1は、外部のUSBケーブルの先に銅線を接続して、その銅線をキャップ部の中に引きこんでいたものであるから(甲24)、商品化のために置換えが必要となるのは、この銅線から超音波振動子までの間だけである。そして、実際に市販に供された控訴人加湿器3の電源供給態様をみると、USBケーブル自体が、キャップ部の小孔からキャップ部内側に導かれ、中に設けられた切り欠きと嵌合するケーブル保護部の中を通過して、超音波振動子と接続されているという簡易な構造で置換えがされていることが認められるから(乙イ4、弁論の全趣旨)、控訴人加湿器1についても、このように容易に電源供給態様を置き換えられることは明らかである。そうすると、控訴人加湿器1が、被覆されていない銅線によって電源を供給されていることは、控訴人加湿器1が販売可能な段階に至っていると認めることを妨げるものではない。以上からすると、

控訴人加湿器 1 は、「他人の商品」に該当するものと認められる。」

そして、裁判所では、実質的に控訴人加湿器 2 も販売可能な状態に至ったことが外見的に明らかなるものであるとして、「控訴人加湿器 1 及び控訴人加湿器 2 は、いずれも、「他人の商品」に該当する」と判示しました。

(イ) 争点(1)イ(形態の模倣の有無)について

(i) 実質的同一性について

(i - ア) 内部構造について

裁判所では、「商品の内部の形状は、需要者が通常の用法に従った使用に際して知覚によって認識することができるものでなければ、商品の形態を構成しないものである」として検討を行い、「被控訴人商品及び控訴人加湿器 1 の内部構造や需要者が内部構造にどのようにして接するよう構成されているかは、不正競争防止法 2 条 1 項 3 号の「商品の形態」には含まれないものと認めるのが相当である」と判断しました。

(i - イ) 控訴人加湿器についての形態の認定と実質的同一性の判断

裁判所では、上記 (i - ア) の判断を前提に、被控訴人商品と控訴人加湿器 1 の構成を対比し、「両者が全体的な印象を完全に共通にしていることは、一見して明らかである」と判断し、差異を看取できる点はあるものの、「共通点として認定される、試験管を模した形状である加湿器との両製品の特徴的部分の印象は極めて強いものであり、その影響の下においては、上記差異点程度の構成比の相違は印象からほぼ排除されてしまうものと認められ、被控訴人商品と控訴人加湿器 1 との形態が異なるということは困難である」とした上で、同様に控訴人加湿器 2 についても検討を行い、「被控訴人商品と、控訴人加湿器 1 又は控訴人加湿器 2 は、いずれも、実質的に同一の形態を有するものというべきである」と判断しました。

(ii) 依拠性について

裁判所では、「被控訴人商品と控訴人加湿器 1 又は控訴人加湿器 2 は、実質的に同一の形態を有するものである」ところ、「これらが商品の機能を確保するための不可欠な形態の選択ではない以上、単なる偶然の一致では合理的に説明でき」ず、ま

た、国際見本市等に出展されていたほか、控訴人らのホームページにも、写真が掲載されており、海外を含めて多数の者が、容易に控訴人加湿器 1 又は控訴人加湿器 2 の形態を知り得たものであり、そうすると、「被控訴人商品は、控訴人加湿器 1 の形態、又は、これと実質的に同一の控訴人加湿器 2 の形態に依拠したものと推認することができる」として、「被控訴人商品は、控訴人加湿器 1 又は控訴人加湿器 2 のいずれか、又は双方を模倣したものであると認められる」と判断しました。

(ウ) 争点(1)ウ(保護期間終了の成否)について

裁判所では、不正競争防止法が「他人の商品」の保護期間の終期を定める(同法 19 条 1 項 5 号イ)趣旨は、形態模倣を禁止する規定が、先行開発者に投下資本の回収の機会を提供するものである一方、同規定が、商品形態の創作的価値の有無を問うことなく模倣商品の譲渡等を禁止していることから、禁止期間が長期にわたった場合には、知的創作に関する知的財産法が厳格な保護要件を設けている趣旨を没却しかねず、また、後行開発者の同種商品の開発意欲を過度に抑制してしまうことから、両者のバランスをとって、先行開発者が投下資本の回収を終了し通常期待し得る利益を上げられる期間として定められたものであると認められるとし、このような趣旨にかんがみると、「保護期間の始期は、開発、商品化を完了し、販売を可能とする段階に至ったことが外見的に明らかになった時であると認めるのが相当である。なぜなら、この時から、先行開発者は、投下資本回収を開始することができ得るからである」としました。

また、「他人の商品」とは、保護を求める商品形態を具備した最初の商品を意味するものであり、このような商品形態を具備しつつ、若干の変更を加えた後続商品を意味するものではない。そうすると、控訴人加湿器 1 は、控訴人加湿器 2 に先行して開発、商品化されたものであり、控訴人加湿器 1 と控訴人加湿器 2 の形状は、実質的に同一の商品であるから、保護期間は、控訴人加湿器 1 を基準として算定すべきである」として判断の前提を示しました。

そして、「商品展示会に出展された商品は、特段の事情のない限り、開発、商品化を完了し、販売を可能とする段階に至ったことが外見的に明らかになった物品であるから、保護期間の始期は、平成23年11月1日に控訴人らが商品展示会に控訴人加湿器1を出展した時と認めるのが相当であり、上記特段の事情を認めるに足りる証拠はない」として、「控訴人加湿器1及び控訴人加湿器2の形態の保護期間は、いずれも、本件口頭弁論終結日の前の平成26年11月1日の経過により終了している」と判断しました。

(工)争点(1)工(善意無重過失の有無)及び争点(3)(被控訴人の過失の有無)について

裁判所では、「保護期間終了により、控訴人らの不正競争防止法違反に基づく差止請求は理由がない」としたものの、「被控訴人商品は控訴人加湿器1又は控訴人加湿器2の形態を模倣したものであるから、被控訴人による被控訴人商品の輸入は、不正競争防止法違反となる」として、控訴人らの不正競争防止法違反に基づく損害賠償請求の可否の判断として、争点(1)工及び争点(3)アを併せて検討しました。

そして、当事者が同業者等である認定事実に基づき、「控訴人加湿器2と控訴人加湿器1とは、実質的に同一のものであるから、控訴人加湿器2と被控訴人商品とを対比すれば、直ちに、被控訴人商品が控訴人加湿器2の形態を模倣したものであること、及び、被控訴人商品が控訴人加湿器1の形態を模倣したものであることと同等の事実を知ることができたといえる。したがって、被控訴人には過失が認められる」と認定しました。

そして、被控訴人の善意無重過失の有無につきましては、不正競争防止法2条1項3号の形態模倣行為が、同法19条1項5号口の事由により不正競争に当たらないとする場合には、侵害者において、譲受時に形態模倣商品が他人の商品を模倣したものであることについて善意無重過失であることを主張立証しなければならないと解され、これについて、「被控訴人は、控訴人加湿器1及び控訴人加湿器2が市場に流通していなかったから、被控訴人は善意無重過失であると主張する」ところ、善意無重過失を基礎付ける事情としては不十

分なものであるとされ、他に善意無重過失を基礎付ける事実について何ら主張立証をしていないとして、被控訴人の善意無重過失の主張は、採用することができないと判断しました。

◆争点(2)◆

著作権(応用美術)に基づく請求について

(ア)争点(2)ア(控訴人加湿器1及び控訴人加湿器2の著作物性の有無)について

(i)裁判所は、「控訴人らは、控訴人加湿器1及び控訴人加湿器2が、加湿という実用に供されることを目的とするものであることを前提として、その著作物性を主張する(著作権法10条1項4号)から、本件は、いわゆる応用美術の著作物性が問題となる」として、最初に応用美術の著作物性に関して次のように示しました。

「著作権法は、建築(同法10条1項5号)、地図、学術的な性質を有する図形(同項6号)、プログラム(同項9号)、データベース(同法12条の2)などの専ら実用に供されるものを著作物になり得るものとして明示的に掲げているのであるから、実用に供されているということ自体と著作物性の存否との間に直接の関連性があるとはいえない。したがって、専ら、応用美術に実用性があることゆえに応用美術を別異に取り扱うべき合理的理由は見出し難い。また、応用美術には、様々なものがあり得、その表現態様も多様であるから、作成者の個性の発揮のされ方も個別具体的なものと考えられる。

そうすると、応用美術は、「美術の著作物」(著作権法10条1項4号)に属するものであるか否かが問題となる以上、著作物性を肯定するためには、それ自体が美的鑑賞の対象となり得る美的特性を備えなければならないとしても、高度の美的鑑賞性の保有などの高い創作性の有無の判断基準を一律に設定することは相当とはいえず、著作権法2条1項1号所定の著作物性の要件を充たすものについては、著作物として保護されるものと解すべきである。

もっとも、応用美術は、実用に供され、あるいは産業上の利用を目的とするものであるから、美的特性を備えるとともに、当該実用目的又は産業上の利用目的にかなう一定の機能を実現する必要

があり、その表現については、同機能を発揮し得る範囲内のものでなければならない。応用美術の表現については、このような制約が課されることから、作成者の個性が発揮される選択の幅が限定され、したがって、応用美術は、通常、創作性を備えているものとして著作物性を認められる余地が、上記制約を課されない他の表現物に比して狭く、また、著作物性を認められても、その著作権保護の範囲は、比較的狭いものにとどまることが想定される。そうすると、応用美術について、美術の著作物として著作物性を肯定するために、高い創作性の有無の判断基準を設定しないからといって、他の知的財産制度の趣旨が没却されたり、あるいは、社会生活について過度な制約が課されたりする結果を生じるとは解し難い。

また、著作権法は、表現を保護するものであり、アイデアそれ自体を保護するものではないから、単に着想に独創性があったとしても、その着想が表現に独創性を持って顕れなければ、個性が発揮されたものとはいえない。このことは、応用美術の著作物性を検討する際にも、当然にあてはまるものである。」

(ii) そして裁判所は、上記を前提に、次のように、控訴人加湿器1及び控訴人加湿器2の著作物性を判断しました。

すなわち、裁判所は、控訴人加湿器1及び控訴人加湿器2とは実質的に同一のものであって、水の入ったコップ等に挿して使用することにより、ビーカーに入れた試験管から蒸気が噴き出す様子を擬するようにした構成自体は従来の加湿器にはなかった外観を形成するものといえる、としたものの、

「著作権法は、表現を保護するものであって、アイデアを保護するものではないから、その表現に個性が顕れなければ、著作物とは認められない。加湿器をビーカーに入れた試験管から蒸気が噴き出す様子を擬したものにしようとすることは、アイデアにすぎず、それ自体は、仮に独創的であるとしても、著作権法が保護するものではない。そして、ビーカーに入れた試験管から蒸気が噴き出す様子を擬した加湿器を制作しようとするれば、ほぼ必然的に控訴人加湿器1のような全体的形状

になるものであり、これは、アイデアをそのまま具現したものにすぎない。また、控訴人加湿器1の具体的形状、すなわち、キャップ3の長ささと本体の長さの比(試験管内の液体の上面)、本体2の直径とキャップ3の上端から本体2の下端までの長さの比(試験管の太さ)は、通常の試験管が有する形態を模したものであって、従前から知られていた試験管同様に、ありふれた形態であり、上記長ささと太さの具体的比率も、既存の試験管の中からの適宜の選択にすぎないのであって、個性が発揮されたものとはいえない。

したがって、著作物性を検討する余地があるのは、上記構成以外の点、すなわち、①リング状パーツ5を用いたこと、②吸水口6の形状、③噴霧口7周辺の形状であるが、いずれも、平凡な表現手法又は形状であって、個性が顕れているとまでは認められず、その余の部分も同様である」とし、「したがって、控訴人加湿器1及び控訴人加湿器2には、著作権法における個性の発揮を認めることはできない」と判断しました。

争点(3) 不法行為に基づく請求における(イ) 控訴人らの損害額について

裁判所では、「控訴人らは被控訴人に対して不正競争防止法違反に基づく損害賠償請求権を有する」として、「被控訴人が輸入した被控訴人商品が、1個当たりの小売価格1900円で、1万6739個宛販売された」という争いのない事実に基づき、「控訴人加湿器1及び控訴人加湿器2の形態の相当使用料率は、本件証拠に顕れた諸般の事情にかんがみて、控訴人らの主張する5%を下回るものとは認められない」として、控訴人らの逸失利益は、これらを基準として算定し、159万円としました。そして、弁護士費用30万円と併せて、控訴人らの被控訴人に対する損害賠償金は、控訴人らの控訴人加湿器1及び控訴人加湿器2に係る権利・利益の割合で案分して、各94万5000円と認定しました。

6. コメント

本件は、不正競争防止法に規定される「他人の商品」の「商品」は、「資金又は労力を投下して取引の対象となし得ること、すなわち、「商品化」を

完了した物品であると解するのが相当であり、当該物品が販売されているまでの必要はないものと解される」と判断されたこと、更に言えば、「被覆されていない銅線によって電源を供給されているようなものであっても、「販売可能な段階に至っていると認めることを妨げるものではない」として、商品と認定されたこと、及び、応用美術の著作物性について、「それ自体が美的鑑賞の対象となり得る美的特性を備えなければならないとしても、高度の美的鑑賞性の保有などの高い創作性の有無の判断基準を一律に設定することは相当とはいえず、著作権法2条1項1号所定の著作物性の要件を充たすものについては、著作物として保護されるものと解すべきである」との判断が踏襲された点で、参考になると思われま

す。不正競争防止法に関しましては、原審（IPニュース第75号ご紹介済）では、「他人の商品」の概念について、市場における流通の対象となる物と解しており、原告加湿器1, 2は、展示会に出品された時点では商品として市場に投入されたわけではないとして、原告の主張が否定されました。

それに対して、本控訴審では、「被覆されていない銅線によって超音波振動子に電力が供給されており、この形態そのまま販売されるものでない

ことは明らかである」ものであっても、「商品」に該当すると認められています。

また、応用美術の著作物性につきましては、従来の通説が、「他の知的財産制度の趣旨（例えば意匠法）が没却されたりすることを防ぐこと等の目的から、高度の創作性を求める」というものであったところ、知財高裁の平成26年（ネ）第10063号（TRIP・TRAP事件（IPニュース第66号ご紹介済））により、高度の創作性は不要とする解釈が示され、各方面で物議を醸していました。

本件は、上記（TRIP・TRAP事件）と同じ裁判長によるものですが、「高度の美的鑑賞性の保有などの高い創作性の有無の判断基準を一律に設定することは相当とはいえず、著作権法2条1項1号所定の著作物性の要件を充たすものについては、著作物として保護されるものと解すべきである」として上記の判断を踏襲しております。なお、本件の控訴人加湿器自体の著作物性につきましては、いわゆる「選択の幅」論などにより否定されています。

なお、本件判決文の詳細につきましては、下記URLをご参照下さい。

【判決文等URL】

（判決文）

http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/320/086320_hanrei.pdf

1. 事案の概要

本件は取消2014-300852号事件(以下、「本件審決」とする。)に対する審決取消訴訟です。

被告は、第4860695号「FRM\ファイナンシャルリスクマネジャー」(以下、「本件商標」とする。商標の構成については、下記でご確認下さい。)の商標権者です。

原告は、本件商標に対し、商標法50条1項に基づき、不使用取消審判を請求しましたが、特許庁が「審判請求は成り立たない。」との審決をしたため、原告はこれを不服として、本件審決取消訴訟を提起しました。

詳細は、裁判所HPにてご確認ください。

http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/097/086097_hanrei.pdf

2. 本件商標

F R M

本件商標： **ファイナンシャルリスクマネジャー**

登録番号：第4860695号

登録日：平成17年(2005)4月28日

指定商品

第35類「広告、トレーディングスタンプの発行、経営の診断及び指導、市場調査、商品の販売に関する情報の提供、ホテルの事業の管理、財務書類の作成、職業のあっせん、競売の運営、輸出入に関する事務の代理又は代行、新聞の予約購読の取次ぎ、書類の複製、速記、筆耕、電子計算機・タイプライター・テレックス又はこれらに準ずる事務用機器の操作、文書又は磁気テープのファイリング、建築物における来訪者の受付及び案内、広告用具の貸与、タイプライター・複写機及びワードプロセッサの貸与」

第41類「当せん金付証券の発売、技芸・スポーツ又は知識の教授、献体に関する情報の提供、献体の手配、セミナーの企画・運営又は開催、動物

の調教、植物の供覧、動物の供覧、電子出版物の提供、図書及び記録の供覧、美術品の展示、庭園の供覧、洞窟の供覧、書籍の制作、映画・演芸・演劇又は音楽の演奏の興行の企画又は運営、映画の上映・制作又は配給、演芸の上演、演劇の演出又は上演、音楽の演奏、放送番組の制作、教育・文化・娯楽・スポーツ用ビデオの制作(映画・放送番組・広告用のものを除く。)、放送番組の制作における演出、映像機器・音声機器等の機器であって放送番組の制作のために使用されるものの操作、スポーツの興行の企画・運営又は開催、興行の企画・運営又は開催(映画・演芸・演劇・音楽の演奏の興行及びスポーツ・競馬・競輪・競艇・小型自動車競走の興行に関するものを除く。)、競馬の企画・運営又は開催、競輪の企画・運営又は開催、競艇の企画・運営又は開催、小型自動車競走の企画・運営又は開催、音響用又は映像用のスタジオの提供、運動施設の提供、娯楽施設の提供、映画・演芸・演劇・音楽又は教育研修のための施設の提供、興行場の座席の手配、映画機械器具の貸与、映写フィルムの貸与、楽器の貸与、運動用具の貸与、テレビジョン受信機の貸与、ラジオ受信機の貸与、図書の貸与、レコード又は録音済み磁気テープの貸与、録画済み磁気テープの貸与、ネガフィルムの貸与、ポジフィルムの貸与、おもちゃの貸与、遊園地用機械器具の貸与、遊戯用器具の貸与、書画の貸与、写真の撮影、通訳、翻訳、カメラの貸与、光学機械器具の貸与」

3. 争点

本件訴訟の争点は、①審決の理由不備(取消事由1)、②商標法50条所定の登録商標の使用を認められた判断の誤り(取消事由2)の2つですが、知財高裁は、取消事由2については理由があるので、その余の点については判断しないとしていて、争点1については、判断が示されていませんので、ここでは、争点2についてのみ解説させていただきます。

4. 裁判所の判断

商標法50条所定の登録商標の使用を認めた判断の誤り（取消事由2）について

審決では、本件商標の商標権者である被告が、平成24年4月11日、平成25年1月19日又は同年8月24日に、「FRMファイナンシャル・リスクマネジャー養成講座」等の記載がある「リスクマネジメント研修のご案内」と題する案内書（以下「本件案内書」とする。）を講座の受講希望者らに配布した行為（以下「本件配布行為」とする。）について、商標法2条3項8号の「役務に関する広告に標章を付して頒布する行為」に該当するから、被告は、本件審判請求登録の日から3年以内（平成23年11月13日から平成26年11月12日まで。以下「要証期間」とする。）に日本国内において、本件取消請求役務のうち、「知識の教授」に含まれる「リスクマネジメント研修」について、本件商標と社会通念上同一と認められる商標の使用をしていたことを証明したものと認められるとして、取り消すことはできないとされました。

しかしながら、知財高裁においては、本件配布行為をもって、本件商標と社会通念上同一と認められる商標を使用していたと認められるとした本件審決の判断は誤りであり、原告主張の取消事由2には理由があるから、本件審決は取り消されるべきものであると判断されました。

被告は、本件案内書を平成23年11月13日以降も案内資料として保有し、これを受講希望者らに配布するなどして使用していたことが推認されるものの、以下に記載の事実を鑑みれば、要証期間内に、「知識の教授」に含まれる「FRMファイナンシャル・リスクマネジャー養成講座」の名称を使用した講座の開講をしていると認められないので取消事由2には理由があるとされました。

◆事実1◆

「平成22年12月にプロフェッショナル協会が設立され、同協会が、コンサルタント協会に代わって、被告が開講する講座に対応する資格の認定・管理等を行うこととなった際、被告は、関係者らに対し、甲2書面をもって、従前コンサルタ

ント協会が認定・管理していたFRMの資格について、その名称をFRCに変更した上で、プロフェッショナル協会において認定・管理していく旨を通知している事実が認められる。他方、その後、被告が、関係者らに対し、上記通知に係る事項を訂正したり、変更したりする旨の通知をした事実をうかがわせる証拠はない。しかるところ、甲2書面の上記内容は、被告がそれまで開講してきたFRM養成講座についても、上記資格名の変更に対応した名称に変更することを意味するものといえるから、被告が甲2書面による通知を行い、その後これを訂正・変更する通知も行っていないということは、特段の事情がない限り、被告が、平成23年以降は、FRM養成講座の名称を使用した講座を開講していないことを示す事情ということができる。」

◆事実2◆

「被告が開設するホームページの記載をみると、平成18年の時点では、被告が開講する講座名として、①リスクコンサルタント（マネジャー）養成講座・基礎課程、②リスクコンサルタント（マネジャー）養成講座・上級課程、③CRO養成講座に加え、④FRMファイナンシャル・リスクマネジャー養成講座の記載がある（甲6）のに対し、平成23年及び平成24年の時点では、上記①ないし③の記載はあるものの、『FRMファイナンシャル・リスクマネジャー養成講座』の記載はない（甲8、9）。また、平成25年、平成26年及び平成28年の時点においても、『リスクマネジメント・プロ養成講座・基礎課程』、『リスクマネジメント・プロ養成講座・上級課程』等の記載はあるものの、FRM養成講座の記載はない（甲10ないし13、72）。このように、被告が開設するホームページをみる限り、平成23年以降、被告がFRM養成講座の名称を使用した講座を開講している形跡は何らみられず、かえって、被告のホームページでは、被告が開講する他の講座については継続して紹介されているのに対し、FRM養成講座については、被告が当該講座を開講していたことが明らかな平成18年当時には紹介されていたのに、平成23年以降には全く紹介されていないことからすれば、平成23年以降は、被告にお

いて、FRM養成講座の名称を使用した講座を開講していないことがうかがわれる。」

5. コメント

この事案では、特許庁の審決においては、本件案内書が要証期間内に配布されたことをもって、商標法2条3項8号の「役務に関する広告に標章を付して頒布する行為」にあたるとして棄却審決となりました。

しかしながら、知財高裁の判決では、被告がFRMの資格についてFRCに名称変更する通知を行っており、さらにこの通知事項に関する訂正や変更をした様子が見られないこと、及び被告が開設するホームページの記載についても、平成18年ころには、「FRMファイナンシャル・リスクマネジャー養成講座」の案内がありましたが、平成23年以降には、この表示が消えていること等から、被告は「FRMファイナンシャル・リスクマネジャー養成講座」を開講していないことが積極的にうかがわれるものといえるとして、本件審決は取り消されました。

被告は、本人尋問において、平成24年からFRM養成講座の名称を使用した講座を開講しているとの供述を行っていますが、これを裏付ける証拠が不十分であると知財高裁はしています。

案内書等の印刷物は、外部の印刷業者などに発注するのが通常でしょうから、内容の修正等は大変であろうと思われます。

それに対して、ホームページの掲載内容の修正は比較的簡単に誰にでも行えますので、今は「FRMファイナンシャル・リスクマネジャー養成講座」を開講していないから、ホームページから削除しているのであって、要証期間内に本件案内書の配布行為があったとしても、在庫があったので、配布したにすぎないのであるという心証を持つのは当然のことのように思います。

また、本人尋問の中で、被告は、元受講生からの情報で、コンサルタント協会が「FRM」を使用していな事実を知って、平成24年からFRM養成講座の名称を使用した講座を開講していると供述していますが、資格名称をFRCに変更する際には、コンサルタント協会に通知しているのに、「FRM」の使用を再開する際には、コンサルタント協会に通知しておらず、またコンサルタント協会が本当に「FRM」名称を使用していないのかの確認をしている様子もうかがえないので、やはり不自然な感じが否めません。

また、本件案内書以外の使用証拠も全くないので、審決を取り消すという裁判所の判断は妥当だと思います。

特許審判院は、11月15日午前10時30分に、5人の審判官合議体と多数の当事者が利用することができる大審判廷を開所し、初めて5人合議体の口述審理を開催しました。

これまで特許審判院は、大田にある4つの審判廷で口述審理を開催してきました。しかし、空間が狭く、社会 이슈となった主要事件、複数の審判部同士で意見調整が必要な事件等に5人の合議体が指定されても、書面審理のみを行うだけで、口述審理ができませんでした。

また、昨年の薬事法改正によって、医薬品許可と特許審判とが連携されることにより、5人合議体による口述審理の必要性が高くなりました。医薬品許可関連の特許1件に対して、数人が多数の審判(平均10件)を同時に請求する場合がありますが、空間不足により、これらの事件を併合して口述審理を行うことは困難でした。

よって、特許審判院は、政府大田庁舎2棟18階に5人の審判官合議体、8人の当事者、45名内外の傍聴人を収容することができる大審判廷を構築することとし、10月に完工しました。この日開所された特許審判院大審判廷には、政府3.0(公共機関の情報を作成と同時に公開する計画)の一貫として映像口述審理システムも共に構築されました。

これにより、首都圏等、遠距離に居住する審判当事者、代理人は、特許庁のソウル事務所でも口述審理を利用することができます。

大審判廷が開所されたことによって、今後、社会的関心の高い大・中小企業間の事件、融複合技術の事件等に対する5人合議体の口述審理が更に活性化し、より公正且つ正確な審理を受けることができることが期待されます。

チェ・ドンキュ特許庁長は、「ますます激しくなる特許紛争の時代に韓国の企業が特許紛争を低費用・高効率で解決できるように、特許庁で審判制度、システム改善等に最善を尽くすつもりである。また、審判の品質と公正性、透明性の強化のために5人合議体の口述審理も拡大し続ける計画である。」と、述べました。

一方、この日初めてだった5人合議体(審判長: チョン・セチャン)の口述審理事件は、機械、化学の融複合技術の特許に対する権利範囲確認審判で、機械、化学専攻の審判官5人が参加した。両当事者は、製品が特許権の権利範囲に属するか否かについて激しい攻防を繰り広げました。

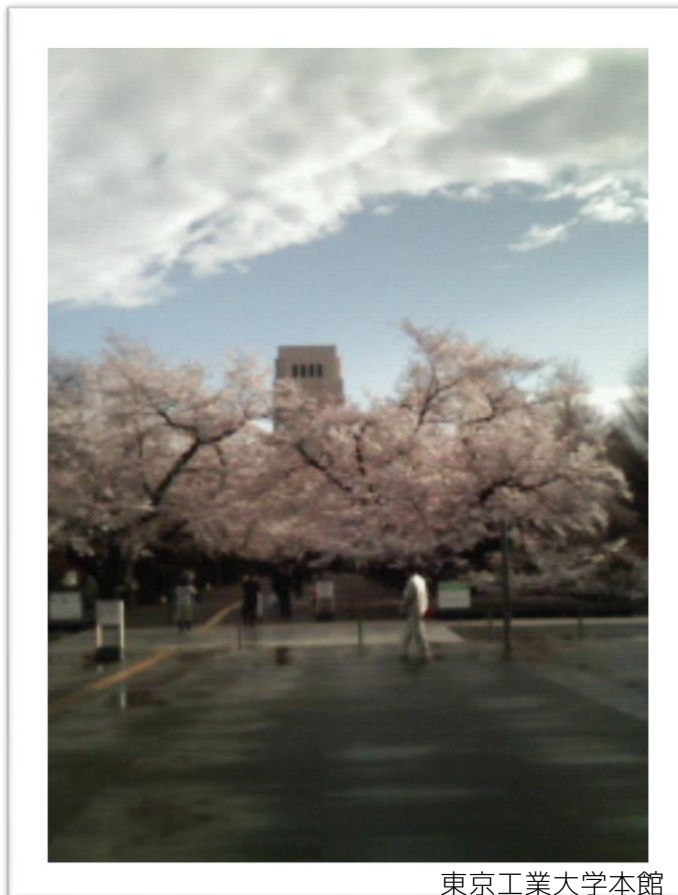
(ソウルの河合同特許法律事務所からのレターになお拠ります)

韓国科学技術院 (KAIST) が、サムスン電子、クアルコム、グローバルファウンドリーズを特許侵害の疑いで米国裁判所に提訴しました。ブルームバーグ通信によると、KAISTの子会社である KAIST IP は、サムスン電子、クアルコム、グローバルファウンドリーズ (GF) が自社の半導体 FinFET 構造に関する特許を無断で侵害したとし、米国のテキサス連邦地方裁判所に訴訟を提起しました。

FinFET は、電力の使用を減らし、性能を高めることができる超微細半導体トランジスタ構造です。無線端末機用プロセッサ製造の中核技術として評価されています。KAIST は、ソウル大学のイ・ジョンホ教授と共同で FinFET に関する技術を開発した。2001 年に韓国や米国等で関連特許を取得しました。当時、国内特許出願は KAIST が、米国特許出願はイ教授が各々担当しました。イ教授は、今回の訴訟で KAIST に訴訟の権限を委任しました。

KAIST IP は、サムスン電子と特許使用料に関して長期間交渉しましたが、合意に至らず、米国裁判所に訴訟を提起することになったと述べました。同一技術を用いる米国のインテルの場合、FinFET 特許の使用に対するロイヤリティを KAIST に提供しています。KAIST IP のカン・インギョ代表は、「サムスンと特許ロイヤリティの問題で長期間論議してきたが、思うようにいかず、米国で訴訟を提起した」とし、「国民の税金で研究開発した成果に対して正当な補償を受けるための意図」と説明しました。カン代表は、「侵害立証資料が完成次第、台湾の TSMC を相手に同様の特許訴訟を提起するつもりである」と述べました。KAIST IP は、KAIST が特許権利行使のために設立した会社で、2012 年に設立され、職員は 2 名です。今回の訴訟のために、米国に別途法人を設立しました。

(ソウルの河合同特許法律事務所からのレターに拠ります)



東京工業大学本館

後記

新年おめでとうございます。旧年中は格別なご高配を賜り、誠に有難くそして厚く御礼申し上げます。

当IPニュースも創刊から7年が経ち、今号から8年目に突入します。

本年もより一層のご支援を賜りますよう、所員一同心よりお願い申し上げます。

改めましてアドバンスIPニュース第85号をお届け致します。

小生は、ここ数年7月発送号と1月発送号の当IPニュース後記を担当しており、昨年の1月発送号（当IPニュース第73号）では、初詣について書きました。一般的には、正月休みといいますと、初詣はもとより、親類や友人知人の家に遊びに行ったり、旅行したり、観光したり、はたまた家で寝正月なんてこともあろうかと思えます。ちなみに、小生の場合は、寝正月と言いますか、ずっと自宅至近で過ごすことが多いです。

ここで、寝正月もしくは自宅至近で過ごすことが多いと書きましたが、その例として毎年年末から元旦までは天皇杯全日本サッカー選手権（以下、「天皇杯」）をテレビで観戦です。実のところサッカーはあまり好きではないのですが、天皇杯だけは見てしまいます。理由はと言いますと、全国レベルの大会で唯一プロとアマチュアが戦える大会で、しかもトーナメントなので格下のチームが格上のチームに勝つといった番狂わせ（？）が時々起こったりして面白いからです。ちなみに天皇杯で印象に残っているチームは、第74回のセレッソ大阪と第78回の横浜フリューゲルスフリューゲルスの2チームが印象に残っております。

先ず、第74回のセレッソ大阪ですが、その当時は、翌年（1995年シーズン）からのJリーグ参加が決定しておりましたが、あくまでJリーグ下部のJFLで優勝したというだけで、この第74回天皇杯では地方（関西）代表としての出場でした。しかしながら、1回戦は大学チームに勝ち、2回戦から準決勝まではJリーグ参加チームに勝ち続けるといった快進撃を続けていました。中でも準決勝の横浜マリノス（現・横浜Fマリノス）戦においては、1点取られて逆転勝ちしました。この当時の横浜マリノスと言えば、Jリーグでも上位チームでした。結局決勝でベルマーレ平塚（現・湘南ベルマーレ）に負けてしまいましたが、物事何が起こるかわからないという実例を見せつけられた気がしました。

そして、第78回の横浜フリューゲルスですが、1998年、つまり第78回天皇杯が開催された年の10月に、このシーズン限りで横浜マリノスに吸収合併される、つまりチーム自体がなくなってしまうということが決定しました。その決定が決まってからというものJリーグ公式戦を全勝し、残る天皇杯も3回戦から出場準決勝まで勝ち続け、ついには決勝で清水エスパルスエスパルスを破り天皇杯優勝となりました。この時は、良い意味での開き直りが、却って無駄な力が抜けて、このような結果に結びついたのだと感じました。

最後は無理やりこじつけのようになってしまいましたが、我々の仕事と相通ずるものがあると思います。

アドバンスIPニュースでは、本年も皆様に有益となる情報を発信していく所存です。何卒、改めて宜しく申し上げます。